

# 市民社会と国民国家、そして戦争 —ドイツ近現代史における Bürger —

松本 彰

## 目次

はじめに

1. 19世紀（1789年－1914年）

1) Bürger 概念の重層化

2) 兵士としての「国家市民」と「教養市民層」

2. 20世紀（1914年－1990年）

1) 「総力戦の時代」における「近代の超克」

2) 「戦争と暴力支配」のあとで

おわりに

## はじめに

「ベルリンの壁」が崩壊した1989年は、ちょうどフランス革命200周年の年だった。この年、フランス革命200周年の記念の行事や研究会がつづく中、6月には中国で天安門事件が起こり、秋には「ベルリンの壁」が崩壊した。その翌年、1990年4月に臨時増刊号『世界、東欧革命—何が起きたのか』では、「1989年の『市民』革命は、21世紀へと向かう『現代』に与えた影響において、すでに巨大なものがある」とされ、「フランス革命200年目にして東欧社会全体が、はじめて『市民』革命の成果を獲得した」ことの意義が強調された<sup>1</sup>。

それから十数年、実際に21世紀に入り、「市民と市民社会」をめぐる議論が活発になり、フランス革命を担った「市民」と200年後の東欧革命の「市民」ととの関係をどのように考えるのか、あらためて問われている。重要なことは、「1989年の市民革命」の「市民」は、自由を求めて立ち上がり、それぞれの国家を変革したが、さらに「市民」と国家との関係をも問い合わせることになったことである。問われているのは「市民社会」だけではない。「市民社会」という理念を実現するための国家とされてきた「国民国家」、さらには「国家による公的暴力」としての戦争が問われている。「市民社会と国民国家、そして戦争」をこそ問題にしなければならない。

「市民社会と国民国家、そして戦争」は、1989年の「ベルリンの壁」崩壊後、東西ドイツの統合を経験したドイツにおいても、深刻な議論をまきおこした。東西ドイツの統合は、「国民国家の復活」のように見えるが、決してそうではない。東西ドイツの統合はEU統合とともに展開し、その過程で市民とは誰か、国民とは誰か、具体的にはドイツ人とは誰か、市民権とは何か、国籍とは何か、ラディカルに問い合わせられた。2000

<sup>1</sup> 下斗米伸夫「東欧革命—前史と発端」臨時増刊号『世界、東欧

革命—何が起きたのか』540号、1990年、12頁。

年には、血統主義の原則に基づいていた国籍法が改訂され、出生地主義が大幅に取り入れられた<sup>2</sup>。

ドイツ語の「市民 Bürger」は多義的であり、時代的にも意味が大きく変化している。「市民 Bürger」の意味するもの、歴史的に意味したものを大きくまとめれば、以下の五つになる。①「都市市民 Stadtbürger」としての市民、②「理念としての、国家から独立した、自由な市民 von Staat unabhängige, freie Bürger als Idee」としての市民、③「国家市民 Staatsbürger」としての市民、④「有産市民階級 Besitzbürger」としての市民、⑤「教養市民層 Bildungsbürger」としての市民。

たとえば、現在のドイツでは、一般的に「市民 Bürger」とは、ベルリンなりライプツィヒなりの現実の①「都市市民」としての意味で用いられるとともに、現存の国家である③ドイツ連邦共和国の国籍を持った「国家市民」の問題として議論される。しかし一方、市民という用語は現実ではなく、ひとつの②「理念としての、国家から独立した、自由な市民」としての意味でも用いられる。現代ではそのような市民の行う市民運動がいよいよ重要になっており、「市民と市民社会」の原点が問いかれていている。

実は「市民 Bürger」という語は、19世紀、つ

まりまだ社会が大衆化していない時代、誰もが市民、とは言いにくい時代のドイツでは、以上の三つの意味に加えて、さらに二つの意味で用いられた。すなわち④経済的に有力な「有産市民階級」つまりブルジョワ=資本家階級の意味で、さらには「財産と教養を持つ人々」としての市民、とくに⑤「教養市民層」の意味で、である。「市民 Bürger」は多義的に用いられ、ひとつの概念が複数の実体を意味していたことになる。それゆえ、「市民 Bürger」の形容詞、「市民的 bügerlich」を付した「社会 Gesellschaft」、すなわち “bügerliche Gesellschaft” はいずれも「市民社会」と訳すことができるが、「市民 Bürger」が五つの意味を持っていた以上、五つの “bügerliche Gesellschaft” は、それぞれ別のものを意味していたのであって、議論は相当に錯綜していた。

日本での「市民社会」論において、ヘーゲルやマルクス、ヴェーバーやハーバーマスなどドイツでの議論が大きな影響力を持ってきた。彼らの議論ではそもそも誰が市民だったのだろうか。以下、18世紀末以降のほぼ200年余りにおける「市民 Bürger」概念の変化、五つの意味の重層化と転換の過程を、ホブズボームのいわゆる「長い19世紀」と「短い20世紀」つまり、「1789年-1914年」と「1914年-1990年」に分けて整理し、その意味するものを考えてみたい<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 参照、佐井達史「外国人政策の新展開—ドイツ国籍法改正を手がかりに」、ドイツ学会第18回総会シンポジウム「脱国民国家—地域統合とグローバル化は「国民」「国家」をどこまで変容させるか?」『ドイツ研究』35号、2002年；近藤潤三『移民政としてのドイツ 社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社、2007年。

<sup>3</sup> 参照、松本 彰「ドイツ『市民社会』の理念と現実—Bürger

(本稿は、2007年9月の東京外国语大学での研究会における報告をもとにしている。その後、10月に関係するテーマについてドイツ、ハレ大学で報告する機会があり、本稿はそこでの議論も参考にしてまとめた。東京外国语大学、ハレ大学の関係各位に感謝したい。)

## 1. 19世紀（1789年－1914年）

### 1) Bürger概念の重層化

“Bürger”は、英語の“citizen”や、フランスの“citoyen”と同じように、もともと①「都市市民」の意味で用いられ、現在でもその意味で用いられる。しかし、現在では、ある都市の住民はほぼそのまま「市民」とされるのに対し、中世においては市民権 Bürgerecht は都市における営業権と結びついた身分的特権であり、「市民」とされたのは、経営体としての意味を持つ「全き家」としての大家族の家長のみだった。修業中の職人・徒弟や「外国人」、そして女性は「市民」とはみなされなかった。フランス革命の後の19世紀ドイツでは、「営業の自由」の原則のもとに営業権が次第に解放されるとともに、差別されていたユダヤ人も解放され、一定の基準を満たす都市住民がすべて「都市市民」とされる方向へと大きく変化する。しかしドイツでは、フランスのように身分的特権が一度に廃止

されたわけではないために、「営業の自由」をめぐって複雑な状況が続き、また地域ごとに異なった規制もあり、現実は複雑だった<sup>4</sup>。しかし、ドイツでも、不十分ではあってもフランス革命と産業革命に象徴される近代化に対応して都市が広く解放された結果、まわりの農村から、遠くの国から、多くの人々が集まり、都市は政治、経済、文化の中心として急速に発展していく。

そのような近代化、都市化 Urbanisierung の過程は、中世的な都市と結びついた市民概念を崩壊させ、用語法を一変させる。「市民 Bürger」は、二つの方向に拡大して用いられるようになる。一方では、②「理念としての、国家から独立した、自由な市民」を基礎とする近代的な国民国家理念をモデルに、政治的に ③「国家市民」全員をそのように呼ぶ用語法が広まる。都市に住む人々だけでなく、当時まだ圧倒的な多数だった農村に住む人々も「国家市民」として「市民」とされることになった。しかし、当時ドイツは領邦に分裂しており、「国家としてのドイツ」は存在しなかったのであって、ドイツにおける「国家市民」の形成は、まずはドイツを構成する諸領邦国家における「国家市民」の形成を意味した。そして現実に存在したドイツ諸国家、プロイセン王国やバイエルン王国などは君主国だった以上、その「国家市民」は②「理念としての、国家から独立した、自由な市民」で

概念の再検討』『思想』683号、1982年；松本 彰「序章 方法としての「国民国家と帝国」－アイデンティティ重層、複合、競合の構造」、「第七章 ドイツ史における帝国＝国民国家の理念と現実－Reich, Nation, Volk－」松本 彰/立石博高編『国民国家と帝国－ヨーロッパ諸国民の創造』山川出版社、2004年。

<sup>4</sup> 松本 彰「プロイセンにおける「営業の自由」の導入（1810年）」歴史学研究会編『世界史史料 6』岩波書店、2007年、320頁。

ではなく、君主に従属する「臣民」だった。つまりドイツでは、君主に対抗することにより国民国家が成立したフランスとは全く逆に、フランス革命に対抗するために君主と臣民が共に戦った、という解放戦争の記憶が神話とされ、国民国家の形成は諸領邦国家とその連邦的結合としての帝国という二重の過程として進行したのであり、そこにはかなりの「逆説」があった<sup>5</sup>。

他方、この時代、近代化は経済的には資本主義化として進行し、資本主義化を推進する資本家層を④「有産市民階級」、「経済市民 Wirtschaftsbürger」と呼ぶ用語法も広まっていく。都市の職業である商業や産業を営む、いわゆる営業者はたしかに①「都市市民」の伝統を引き継ぐ市民だった。産業革命が進行するなかで、そのうちの富裕な層を「大市民」、より下層を「小市民」と呼ぶような用語法が広まり、さらに資本主義を批判する社会主义が成立すると、労働者階級に対立する一つの階級、社会を不当に支配する資本家=ブルジョワを④「有産市民階級」としての市民、として批判する用語法が定着する<sup>6</sup>。

しばしば指摘されるように、フランス語では、

<sup>5</sup> R. ブルーベイカー（佐藤成基／佐々木てる監訳）『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学』明石書店、2005年、91頁。ブルーベイカーは「一見すると逆説的である」としつつ、「この逆説は見かけのものにすぎない」としている。「ドイツ国籍はもともとネーション的ではなかった。ネーションと国家、ドイツの民族性とプロイセン（もしくは他の下位のネーションの）国家員資格は、はっきり異なっていた。だがその明確な違いが、国家に先行し独立したものとして、本質的にエスノ文化的な事実としてのネーションのドイツ的理解を作り上げた」92頁。

<sup>6</sup> 参照、高橋幸八郎／安藤良雄／近藤晃編『市民社会の経済構造』有斐閣、1972年。

二つの言葉で区別される、政治的な、個々の市民としての“citoyen”と経済的な階級としての“bourgeois”がドイツ語ではどちらも「市民 Bürger」で表現されたのであり、混乱がおこるのは当然だった。しかし、この二重の用語法以上に事情を複雑にしていたのは、ドイツではさらに、国民全体でも、一つの階級でもなく、一つの身分の意味で「市民」が用いられ、結果として三重の用語法になっていたことである。フランス革命のように「革命」を経ることなく、「改革」による近代化が行われたドイツでは、19世紀においても君主制とともに身分制的な社会構造が存続し、「市民 Bürger」は「市民身分」の意味でも用いられた。ハインリヒ・リールの『市民社会』（1851年）は、②「理念としての、国家から独立した、自由な市民」の構成する市民社会でも、④「有産市民階級」としての資本家の支配する階級社会としての「ブルジョワ社会」でもない。それは貴族、市民、農民、労働者という四つの身分の構成する社会であり、そこでは市民は、政治的支配者ではなく、多数者でもないが、「近代」を体現する身分とされ、それゆえ社会全体が「市民社会」と呼ばれた<sup>7</sup>。トマス・マンの『非政治的人間の考察』（1918年）の「市民性」と題された章の冒頭にはゲーテの以下のようなことばが掲げられている。「世

<sup>7</sup> W.H. Riehl, *Die bürgerliche Gesellschaft*, Stuttgart, 1851 参照、若尾祐司「19世紀中葉ドイツにおける民俗・郷土研究の出立—W.H. リールの革命体験と「社会的民俗学」」若尾祐司／羽賀祥二編『記録と記憶の比較文化史—史誌・記念碑・郷土』名古屋大学出版会、2004年。

の中のものがみんなばらばらになってしまったとき、だれもが壁に囲まれた生活に安らぎを見出した。騎士はとじこもってしまい、農民も貧しいながらもくつろぎを知った。りっぱな教養はどこから生まれたか、市民のなかからでないとすれば」。ここでも市民は、騎士、農民と対比される職能的身分である。マンはつづけて、「ドイツ的市民性、それはつねにドイツ的人間性であり、ドイツ的自由と教養であった。ドイツ的市民、これこそ真にドイツの人間であった。自由と精神性をもとめて努力するすべての人間は、上からも下からも、つねにこの市民という中間に位する中心にむかって近づこうと努めてきた」としている<sup>8</sup>。

「財産」と経済力を持つとともに、近代化を推進し、社会を指導しうる知力としての「教養」を持った市民層は「財産と教養を持つ人々」、「市民的中間層 *bürgerliche Mitte*」と呼ばれた。19世紀イギリスにおいて「ブルジョワジー」が、社会的には貴族ではないが下層民でもない「ミドルクラス Middle Class」とされていたことが想起される。ただし、ドイツでの場合、この意味での市民はギムナジウムと大学というドイツの教育制度によって19世紀以降形成され、その教育によって獲得された「教養」が財産、経済力

以上に重視されたことが重要である。新人文主義にもとづく古典語教育を受け、「啓蒙的知識人」としての自覚を持った彼らは、弁護士、医者などの専門職につき、地域においても経済的、政治的、文化的に大きな役割を演じた。彼らは④「有産市民階級」と区別され⑤「教養市民層」という名で呼ばれた<sup>9</sup>。

マックス・ヴェーバーは『経済史』(1923年)において、「市民 *Bürgertum*」には、「社会史的に三つの異なる概念内容が結合されている」として、これまで説明してきた、④「有産市民階級」、③「国家市民」、⑤「教養市民層」を含む「財産と教養を持った人々」の、三つの意味を挙げている<sup>10</sup>。

「第一に市民は、経済的な利害状況において、独自な意味を持って存在している一つの階級としてのカテゴリー(④「有産市民階級」)である。この定義においては、そのうちに、大ブルジョワと小ブルジョワ、企業家と手工業者が同一のものとされるが、ブルジョワ階級は統一されたものではない。

第二に市民は、政治的に、一定の政治的権利の担い手である、すべての③「国家市民」を包括する。

第三に市民は、身分的な意味において、官僚

<sup>8</sup> T. マン(前田敬作／山口知三訳)『非政治的人間の考察(上)』筑摩書房、1968年、149頁以下。なお、ドイツの「市民性」がそのように「連續」している、というのは一つの理解、さらには「神话」である。たとえば、18世紀の市民文化としてのJ.S. バッハの音楽が18世紀後半に一度忘れられ、19世紀に再び復活し、20世紀にさらに変容するように、そこには明らかに「断絶」もあった。参照、松本 彰「バッハ復興の芸術史」、栗原 隆編『芸術の始まる時、尽くる時』東北大出版会 2007年。

<sup>9</sup> 参照、W. Conze / J. Kocka / R. Koselleck / M. R. Lepsius (Hrsg.), *Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert. Teil I-II*/ Stuttgart, 1985-1992; 望田幸男『ドイツ・エリート養成の社会史—ギムナジウムとアビトゥーアの世界』ミネルヴァ書房、1998年; 野田宣雄『ドイツ教養市民層の歴史』講談社、1997年; 曽田長人『人文主義と国民形成—19世紀ドイツの古典教養』知泉書館、2005年。

<sup>10</sup> M. Weber, *Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, München/Leipzig, 1923, S.270f.

層やプロレタリアートなど、いずれにせよその外部から「財産と教養を持った人々」とみなされるような社会層として理解される。そこには企業家、利子生活者なども含まれるが、全体として、大学での教育を受け、それによって一定の身分的な基準、ひとつの社会的威信を持った人々である。」

これらの概念の内容は、③「国家市民」の場合にはすべての社会の成員が含まれ、④「有産市民階級」は社会の上層を意味し、⑤「教養市民層」の場合には、中間層を意味し、同じ概念でまったくことなった三重の実体を意味していくことになる。

いうまでもなく、この三つの概念以外にも、さまざまな「市民」理解がありえた。注意すべきは、20世紀になれば、広く一般的に社会を構成する「民衆 Volk」と「国民 Nation」を構成する「市民 Bürger」とは重なるものとして理解されるようになる、つまり誰でもが市民、ということになるが、19世紀においては「国民 Nation」を構成する「一定の政治的権利の担い手」たりうる「市民 Bürger」は「民衆 Volk」とは区別されていたことである。①「都市市民」ももともと「家長としての男」だけを意味し、人口の半分を占める女は最初から「市民社会」から排除され、男でも一定の「財産と教養」を持たないかぎり、「市民社会」の構成員とはみなされなかつた。「市民社会」は「家父長制」的構造のもとについた。「一定の政治的権利」の基本としての

「権利としての参政権」も男だけが担う「義務としての兵役」とセットで考えられていたのであって、市民社会は「男の社会」だった<sup>11</sup>。また、多くの諸民族が複雑に住む中欧の地域では「ドイツ」の範囲は明確ではなく、ドイツ系住民と非ドイツ系住民が混住している地域、さらにはドイツ系住民よりも非ドイツ系住民の多い地域も「ドイツ」に含めて考えられる場合があり、「強いドイツ」、「偉大なるドイツ」を望む立場からすれば、軍事力によってそれらの地域を確保することが重要となり、そこに住むエスニック・マイノリティの市民的諸権利は無視された。そのような中で、産業革命の進行とともに、社会問題が深刻化していくと、近代において本来、「市民社会の一階級」として成立するはずの労働者階級=「プロレタリアート」も、中世に差別された「賤民」の系譜をひくものとして、「市民社会の外にあるもの」、「向こう岸にあるもの」、として差別されるようになっていく<sup>12</sup>。そのような当時の「市民 Bürger」と「民衆 Volk」の関係、「国民 Nation」と「民衆 Volk」との垂直的な、そして水平的な二重の区別を明らかにするためには、市民としての「一定の政治的権利」とそれに対応する「義務」が具体的にどういうことだったのか、その「市民の権利と義務

<sup>11</sup> U. フレーフェルト（星乃治彦訳）『兵士、国家公民としての男らしさ』トーマス・キューネ、編（星乃治彦訳）『男の歴史－市民社会と男らしさの神話』柏書房、1997年；U. Frevert, (Hrsg.), *Militär und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, München, 1996；G. L. モッセ（細谷 実／小玉亮子／海妻徑子訳）『男のイメージ 男性性の創造と近代社会』作品社、2005年。

<sup>12</sup> 参照、良知力『向こう岸からの世界史 一つの48年革命史論』未来社、1978年。

のカタログ」とそこでの意識構造をていねいに検討することが必要であろう。帝国と諸領邦国家の連邦的関係、領邦国家内の地方自治の構造、その中の選挙制度、税制、兵制、さらには当時の民衆の読み書き能力や学校教育制度、コミュニケーション、メディアの状況など、総じて公共圏のあり方、そこでの市民社会的諸関係の形成過程が分析されなければならない。「市民社会的諸関係の形成過程」という場合、当時「協会 Verein」と呼ばれた組織の活動状況が手がかりとなる。19世紀中葉以降、ドイツでは、国民協会などの政治的組織とともに、体操協会、合唱協会、射撃協会など多くの協会が発展していく。それらの組織は市民的交流、社交の場として市民的規範が重視され、「市民」は「民衆」、「下層民」、「群集」とは区別された。それらの協会に集ったのは、ほとんどが男であり、男性社会としてのドイツ市民社会を補強することになっていく。つまり協会は「自由で平等な市民」の交流の場として「民主主義の学校」となるはずだったのだが、次第に「男らしさ」を競う「軍国主義の学校」としての側面を強めていく<sup>13</sup>。

一般的に言って、市民社会は現実のものとなるために国民国家を必要とし、国民国家を護るためにには軍隊が必要とされた。ドイツの各領邦

国家で「国家市民」となるべく、市民たちはそれぞれの国家の政治に参加する権利としての市民権=選挙権と自ら国を護るため「国民の武装」とをセットで要求し、実際に男たちは「国家市民権」を持つとともに、兵役を担わなければならぬことになった。とくにドイツの場合、「遅れてきた国民」としてヨーロッパの諸強国と伍していくために強大な軍事力が不可欠とされ、軍事強国プロイセンの力が期待された。プロイセン首相ビスマルクとプロイセン参謀総長モルトケによって指導されたドイツ統一戦争と総称される三つの戦争、1864年の対デンマーク戦争、1866年の対オーストリア戦争、1871年の対フランス戦争での勝利によってドイツ帝国は達成された。ドイツ国民国家は戦争によって生まれたのだった。ドイツ帝国憲法（1871年）は第3条で、「ドイツ全体に共通する国籍 Indigenat（国家成員資格）が存するものとする。その結果、各連邦諸国に所属するもの（臣民 Untertan、国家市民 Staatsbürger）は、他のどの連邦国においても、その同国人 Inländer として扱われるものとし、定住地を定め、営業活動を行い……「国家市民 Staatsbürgerecht」の権利を獲得し、その他すべての市民的権利を享受する場合も、その土地の人と同じ条件で認められ、また法的訴追ならびに権利保護においても、平等に取り扱われるものとする」と定め、第57条では、「すべてのドイツ人は、兵役の義務を負う。この義務の履行においては、いかなる代理も認められない」と

<sup>13</sup> 山根徹也「市民層の〈協会〉と下層民—1840年代ベルリンの貯蓄協会」森村敏己／山根徹也編『集いのかたちー歴史における人間関係』柏書房、2004年；松本 彰「19世紀ドイツにおける男声合唱運動—ドイツ合唱同盟成立（1862年）の過程を中心」『ジェンダー（ヨーロッパ近代の探求シリーズ）』ミネルヴァ書房、近刊予定。

している<sup>14</sup>。帝国全体の国籍の前提として連邦諸国への帰属が定められていること、「臣民」と「国家市民」が並列して「各連邦諸国に所属するもの」に対して用いられていること、帝国全体の人々を指す場合、「帝国の国家市民」ではなく、「ドイツ人」という用語が用いられていることが注目される。実際にはドイツ帝国内には、北シュレースヴィヒのデンマーク系住民、エルザス・ロートリンゲンのフランス系住民、そしてプロイセン東部のポーランド系住民など、エスニックには「ドイツ人」ではない多くの人々を含んでいた。逆に「小ドイツ主義」の結果、帝国外にも多くの「ドイツ人」がいることになった。彼らは「在外ドイツ人 Auslandsdeutsche」、「民族ドイツ人 Volksdeutsche」と呼ばれた。

そのような「不完全な国民国家」としてのドイツ帝国において、「中欧におけるドイツ人」の地位を確定するために、1913年に国籍法が制定された。ブルーベイカーは、「異常なまでに厳密で一貫した血統共同体としてのドイツ国民の定義は、1913年に結晶化した」として、その性格を説明している。(この法律は)「ドイツからの出国移民に対して包摂的であり、ドイツへの入国移民に対しては排他的であった。……この法律で、在外ドイツ人が無期限にドイツ国籍を保持し、それを子孫に伝えていくことが可能になった。他方、ドイツで生まれ育った者に帰化の

権利を付与するという修正条項に対し……断固として拒否した。新しい法律は、ドイツの国籍法がエスニック化したことを明らかにするものであった。……在外ドイツ人による国籍の保持を促進することで、1913年の法律は国籍を居住から切り離し、国民をより首尾一貫したかたちで血統共同体として定義することになった」<sup>15</sup>。

19世紀ドイツの市民社会については、同時代においても、またその後にも、さまざまに議論されていくが、市民概念の重層化によって、アプローチの仕方によって、異なる概念構成で分析されていったことになる。その結果として、ドイツ市民社会についての研究は、学問研究としても、

- A) 歴史学では、都市史において、①「都市市民」の歴史として、
- B) 思想史では、②「理念としての、国家から独立した、自由な市民」の形成する社会の問題として、
- C) 政治史、国制史では、③「国家市民」の社会の形成、政治制度の発展と民主主義化の問題として、
- D) 経済史では、④「有産市民階級」、ブルジョワ階級による資本主義化、「ブルジョワ社会」形成の問題として、
- E) 文化史、教育史などでは、「財産と教養を持った人々」としての市民身分、とくに⑤教養市民層が極要な位置を占める身分制社会、

<sup>14</sup> E. R. Huber, *Dokumente zur Deutsche Verfassungsgeschichte I*, Berlin/ Köln/ Mainz, 1978, S.384. 参照、守屋治善「ドイツ帝国建設期の国籍法」『法学新報』、第113巻11・12号、2007年。

<sup>15</sup> ブルーベイカー前掲書、187頁以下。

「ドイツ的な市民社会」における市民文化形成の問題として、行われてきたことになる。

ドイツで、そしてそれを受け日本でも、19世紀ドイツの市民社会については、歴史学だけでなく、社会科学、人文科学のさまざまな分野で研究が行われ、多くの議論がされ、かなりの蓄積がされてきた。しかし、実は五つの分野の相互に関わる議論、「市民社会の理念と現実」を全体として問題にしようとする議論は意外なほど少なかった。

しかし、20世紀末の1980年代以降、西ドイツと日本で、市民社会研究は大きく発展した。西ドイツで行われた、ユルゲン・コッカとロタール・ガルを中心とする二つの「市民層」研究プロジェクトを中心に、これまでの「市民と市民社会」研究を総括し、新たな研究方向をめざす膨大な成果が生まれた。これらの研究は歴史研究者を中心としつつ、多くの他の分野の研究者も参加し、ヨーロッパ内での国際的な比較が意図され、活発な議論が続けられた。それらの研究では、先ずは出発点としての③「都市市民」の歴史の多様性があらためて注目されるとともに、とくに⑤「財産と教養を持った人々」の理念と実体が具体的に分析された。日本での望田幸男らの研究は、西ドイツやヨーロッパでの研究を参考しつつ、専門職の成立と資格社会の形成を比較教育社会史として分析し、市民社会の

比較史研究は新しい局面を迎えている<sup>16</sup>。

## 2) 兵士としての「国家市民」と「教養市民層」

ドイツ諸領邦国家の③「国家市民」が選挙権と「国民の武装」とをセットで要求したことは前述した。「国民の武装」とは「内」における抵抗権に基づく革命と、「外」に対する解放、防衛としての戦争の側面を持つ。ドイツの場合、ナポレオンに対する解放戦争での義勇軍がその原点だった。ナポレオン軍による軍事占領下にあったプロイセンにおける軍制改革のなかで、18歳から40歳までの男子による民兵組織として國土防衛軍 Landwehr が結成された。その國土防衛軍と義務兵役制に基づく従来の正規軍とを結合させるものとして創設されたのが、一年志願兵制度だった。一年志願兵は一年間の正規軍勤務のうちに、その能力と成績に応じて國土防衛軍の将校になることができた。重要なことは、一年志願兵はギムナジウムの上級クラス以上の「教養」を持つものでなければ応募できず、さらに一年の正規軍勤務の間の衣服、装備、給養が自弁、つまりかなりの「財産」を持つことが条件とされたことである。まさに「財産と教養ある層」だけが特權的に参加できる制度であり、ギムナジウムから大学へ、という教育制度の確立とともに社会のエリートへ将来を約束

<sup>16</sup> 森田直子「近代ドイツの市民層と市民社会—最近の研究動向—」『史学雑誌』、2001年、第110巻1号。J.コッカ編著（望田幸男監訳）『国際比較・近代ドイツの市民－心性・文化・政治』ミネルヴァ書房、2000年。

された者、⑤「教養市民層」が、軍隊内でも特權的な地位につきうるし、またそうすることが名誉とされる社会的制度だった<sup>17</sup>。その後、1848年革命の際、国土防衛軍は国王側ではなく革命側につく場合が多かったために、「危険」とみなされて、1860年代の軍制改革で廃止された。しかし、一年志願兵制度は存続した。彼らは特別の剣を帯び、軍服の胸には飾帯を付け、一般兵士とは区別された。

「国家市民」たる男性はすべて兵士にならなければならなかった19世紀ドイツにおいて、「財産と教養を持った市民」のみの特権としての一年志願兵制度は、ドイツの特殊な市民社会の構造を再生産する上で重要な意味を持った。それは社会に軍隊の位階制度をもちこみ、社会全体を軍国主義化する作用をもたらした<sup>18</sup>。ドイツでは学生も兵役を免除されたわけではなかった。むしろエリートである以上、自主的に、誰よりも先に義勇軍として参戦しなければならず、そうすることこそが「男らしい」とされた。兵士になること、それは義務ではなく、誇りと名誉の問題になった。ドイツ統一戦争には多くの学生が義勇兵として参戦した。1914年に第一次世界大戦が勃発したときにも、100年前の解放戦争の記憶が呼び戻され、多くの学生が戦場に向かった。

<sup>17</sup> 望田幸男編『近代ドイツ=「資格社会」の制度と機能』晃洋書房、1995年；望田幸男編『近代ドイツ=「資格社会」の展開』名古屋大学出版会、2003年。

<sup>18</sup> 望田幸男、前掲書、1998年、179頁以下。

## 2. 20世紀（1914年-1990年）

### 1) 「総力戦の時代」における「近代の超克」

第一次世界大戦の勃発、「総力戦の時代」のはじまりである1914年8月1日は「公共性の構造転換」の画期だった<sup>19</sup>。皇帝の宣戦布告の演説を受けて、ドイツの大都市では、群衆のデモが盛り上がった。ヒトラーもミュンヘンのオデオン広場を埋め尽くした歓呼する群衆の中におり、幾度となく「世界に冠たるドイツ」を歌い、大声で万歳を叫んだ。殺人兵器が高度に発達した時代、国家のために誰でも「一人の無名の兵士」として死んでいかなければならなくなつた。前述のように多くの学生が義勇兵として先頭をきって参戦し、彼らの多くは帰つてこなかつた。フランドルの軍人墓地には、無数の「一人の無名の兵士」と書かれた戦没者の墓が並んでいる<sup>20</sup>。

1918年、帝政は崩壊しドイツは共和政となつた。ヴァイマル憲法（1919年）第1条では、「ドイツ帝国 Reich は共和国である。国家権力は民衆 Volk に由来する」とされ、第109条では、「すべてのドイツ人は法律の前で平等である。男性と女性は基本的に同一の国家市民としての権利と義務を持つ」とされた<sup>21</sup>。女性参政権が導入され、「市民=民衆の時代」になった。伝統的な「ドイツの市民社会」は崩壊し、敗戦のショッ

<sup>19</sup> 佐藤卓己「ファシスト的公共性-公共性の非自由主義モデル」『民族・国家・エスニシティ』（岩波講座 現代社会学 24）岩波書店、1996年；木村靖二「公共圏の変容と転換-第一次世界大戦下のドイツを例に」『岩波講座世界歴史 23 アジアとヨーロッパ 1900年代-20年代』岩波書店、1999年。

<sup>20</sup> G. Kaufmann (Hrsg.), *Langemarck. Das Opfer der Jugend an allen Fronten*, Stuttgart, 1938.

<sup>21</sup> R. Schuster, 1985/1992, *Deutsche Verfassungen*, München, S. 169 ff.

クは大きな社会的混乱を引き起こした。戦争末期にはロシアで社会主義革命が起り、地理的に近いドイツでは、その衝撃と影響は大きかった。19世紀の個人主義的な「近代」＝「民主主義」を克服すべく、左派も右派も20世紀の思想、「社会主義」を主張した。左右が激突し、危機意識が頂点に達する中、勝利したのは右派の国民社会主義、ナチズムだった。ナチズムは人種論によって近代＝「市民社会と国民国家」の超克、民族共同体の形成をめざした<sup>22</sup>。

ナチ党綱領（1920年）は「国家市民になることができるものは民族同胞 Volksgenosse に限る。信仰の如何を問わず、ドイツ人の血統を持つものに限り民族同胞たることはできる。したがってユダヤ人は、民族同胞たることはできない」としたが<sup>23</sup>、実際、ナチ政権の成立（1933年）以後、ドイツ人の血の純潔を定めたニュルンベルク法とともに決定された「帝国市民」法 Reichsbürgergesetz（1935年）では、「ドイツ帝国の市民 Reichsbürger はドイツ人及びそれに類縁の血を有する国籍所有者 Staatsangehörige に限られ、彼はその行動を通じて、ドイツ民族およびドイツ帝国に誠実に奉仕することを欲し、かつその能力を有することを証明しなければならな

い」とされた<sup>24</sup>。「国家市民」は「血の問題」になり、ユダヤ人は「市民社会と国民国家」から完全に排除された。④「有産市民階級」としての市民だったユダヤ人も、⑤「財産と教養を持った人々」としての市民だったユダヤ人も排除することを意味した。金融業など経済のさまざまな分野で重要な地位についていたユダヤ人の財産は没収されるとともに、「ドイツ教養市民層」の中核として、ドイツの教養と文化を築き上げてきたユダヤ系知識人も排除された<sup>25</sup>。

すでに1934年には、第一次世界大戦戦没者の追悼のための「国民追悼の日」は「英雄記念日 Heldengedenktag」に名称変更されていた。この日は「悲しんで追悼する日」ではなく、戦没兵士とナチの運動の殉教者を「英雄として称えるための日」になった。翌1935年の英雄記念日の前日には、国民皆兵制が再導入され、新たな戦争の準備が本格化し、すべては戦争のため、とされていく。戦争を遂行するための「男の社会」の徹底化が行われ、女は「兵士を生み育てる母」としてのみ評価されていく。1938年にはオーストリアとズーテン地方を併合、「大ドイツ」と称し、1939年には戦争に突入、広大な地域を軍

<sup>22</sup> Ibid., S.284.

<sup>23</sup> G.L. モッセ『三宅昭良訳』『ユダヤ人の「ドイツ」－宗教と民族を超えて』講談社、1996年。モッセは「教養市民層の研究としても読むことができる」としているこの本の最後を以下の文で締めくくっている。「ドイツ＝ユダヤの対話は、たしかになされた。そのなかでユダヤ人はドイツ人文主義の伝統の範例となり、いとときその伝統は、ドイツ人とユダヤ人が友情で結ばれる空間を用意した。(教養)と啓蒙主義の人文主義的理屈は、ナチスのもとでさえも生きつづけた。……しかし、独裁、戦争、ホロコースト、敗戦を超えて、ドイツのよりすぐれた自己を保持しつづけたのは、いかなる単一のグループにもまして、他ならぬドイツ・ユダヤ人(教養市民層)だった」。

<sup>24</sup> 参照、H. ハルトゥーニアン（梅森直之訳）『近代による超克－戦間期日本の歴史・文化・共同体－（上・下）』岩波書店、2000年。ハルトゥーニアンが分析しているのは戦間期の日本だが、ドイツでの状況、そこでの「近代による超克」の意味を考える上でも示唆的である。

<sup>25</sup> W. Hofer (Hrsg.), *Der Nationalsozialismus. Dokumente 1933-1945*, Frankfurt am Main, 1957, S.28.

事支配下におき、そこに強制収容所の網の目を張り、一切の批判を封じた。この時代、ナチ用語で「耕地整理」と呼ばれた強引な移住政策が実行された。「大ドイツ」からユダヤ人を排除するとともに、そこに在外ドイツ人を移住させ民族共同体を完全なものにし、その外側の「中欧」にドイツ人のための生存圏を形成することが課題とされた。戦争と暴力支配の苛烈な体制のなかで、膨大な命が奪われた。

## 2) 「戦争と暴力支配」のあとで

1945年、ヒトラーの大ドイツと生存圏は崩壊した。その後の中欧には、主にドイツ人が住む三つの独立国家、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)、ドイツ民主共和国(東ドイツ)、オーストリア共和国が成立した。一つの民族(ドイツ民族)が二つの国民(ドイツ国民とオーストリア国民)、三つの国家に分かれて存在することになった<sup>26</sup>。それはナチズムと戦争による、「戦争と暴力支配」の結果であるとともに、その時代の国境移動を含む「20世紀の民族大移動」の結果だった。

19世紀には、中欧は「諸民族のモザイク」状況で、西ヨーロッパのような国民国家群が成立することは不可能とされていたが、状況は一変した。各地にかなりの密度で住んでいたユダヤ人はほとんど消滅させられ、数世紀前から中欧に植民し、広大な地域に分散して居住していたド

イツ人もナチ時代の移住政策によって、さらに戦後の難民化、追放によって三つのドイツ国家に移動した。ドイツ東部の国境線の移動によって、中欧においてもほぼ国民国家群が成立しうることになった。ただし、これら三つのドイツ人の国家は、「移民国家」として既述の難民、被追放者に加え、亡命者、国境地域のマイノリティ、「外国人労働者」を抱え、「国家市民」を作り出すネーションをもはや「ドイツ」の「エスニックな文化」で説明することはできなかった。

「国家市民」たる国民のアイデンティティを、西ドイツでは、「憲法愛国主義」に、東ドイツでは「社会主义民族」に、オーストリアでは「ナチズムの被害者としてのオーストリア国民」に求めた。冷戦時代、「ベルリンの壁」をはさんで、東西ドイツは武器を持って対峙する最前線の位置にあり、オーストリアは独立にあたって、どちらの軍事同盟にも属さない中立を条件とされた。するどく政治的、経済的に緊張をはらんだ状況の中で、「ドイツ」という「エスニックな文化」の意味するものは相対的なものにすぎなくなつた。

## おわりに

1989年の「市民革命」によって、東ドイツは崩壊した。大きな転機となった10月9日のライプツィヒの月曜デモには男性も女性も、手に手に非暴力を示す蝋燭を持って集まつた。数万の民衆は、「われわれが民衆だ Wir sind das Volk」

<sup>26</sup> K. D. Erdmann, *Die Spur Österreichs in der deutschen Geschichte. Drei Staaten-zwei Nationen-ein Volk*, Zürich, 1989.

のシュプレヒコールを唱え、行進した。市民革命の主体は民衆だった。ドイツの1989年の革命は、「女の革命」としてさらに発展していく<sup>27</sup>。現代では「女性を含まない市民」は考えられない。ベルリンの壁の崩壊後一年もたたない1990年10月3日、東西ドイツは統合した。最初にも述べたように、この統合は、ドイツ国民国家の復活のように見えながら、決してそうではなかった。〈1990年のドイツ統一〉は、ビスマルクによる〈1871年のドイツ統一〉、ヒトラーによる〈1938年のドイツ統一〉につづく、第三の「ドイツ統一」とはいえようが、それぞれの「ドイツ統一」はドイツ統一の範囲、つまり「統一」の意味するものが異なっていた。〈1990年のドイツ統一〉ではオーストリアへのドイツへの統合、いわゆる「大ドイツ」は全く問題にならなかつた。1995年には、オーストリアもEUに加盟、同一の通貨を持つことになった。「ドイツのヨーロッパ化」によって、「ドイツ統一」問題はその意義を喪失した。東西ドイツの統合はEU統合と並行して進行した。1990年以降、たしかに「エスニックな文化」によってドイツのアイデンティティを強化しようとする動き、「プロイセンの復活」と言われるような事態も生まれている。しかし1989年の「市民革命」を担った市民=民衆の力は、ドイツの強大化、帝国化、さ

らには戦争へと向かう方向を許さない力として、現実のものとなりつつある。

1990年以降、とくに市民権についての議論が活発化している。現在では、英語の市民権 citizenship は国籍 nationality の意味で用いられることが多い。市民権と国籍が同義語とされるのは、「市民社会」は「国民国家」と重なりあうものとして、つまり市民社会は国民国家によって市民権を与えられることにより、はじめて現実に有効なものとなる、考えられてきたからである。しかし、ヒデック・ヒーターは言う<sup>28</sup>。「一対一の関係で成り立つ市民権という発想は、ある特定の状況には当てはまつたが、それ自体決して単純な概念であったわけではない」。「200年前、市民権と国籍は政治的にはコインの裏表のような存在であった。しかし18世紀後半になるまでは、この関係はわれわれがよく想定しているよりは、大変穏やかであった。そしてこの結びつきは現代では……さらに穏やかになりつつある」。実際、現代ではグローバル化が進み、人の移動が活発になり、移民や外国人労働者が増大するなかで、多文化状況が進んでいる。最近では「グローカル」という言葉が使われるよう、グローバル化と地域分権化は同時にすんでおり、明らかに国民国家の役割は相対化されている。ヨーロッパではEU統合が進み、「ヨーロッパ市民権」が具体化する中で、「市民権」

<sup>27</sup> 参照、姫岡とし子『統一ドイツと女たち—家族・労働・ネットワーク』時事通信社、1992年；上野千鶴子／田中美由紀／前みち子『ドイツの見えない壁—女が問いかず統一』岩波書店、1993年。

<sup>28</sup> D. ヒーター（田中俊郎／関根政美訳）『市民権とは何か』岩波書店、2002年（原著 1999年）、164頁。

に対する考え方は大きく変化している。「われわれが市民権概念の複雑化を包容力をもって受け入れ、かつ柔軟になされた定義を有効なものとして受け入れる度量をみせるべき」として、ヒーターが提唱しているのは、「多重市民権 multi-citizenship」である。「多重市民権」には、「水平に並存する並列型の市民権」と「階層状に積み重なって機能している階層型の市民権」の二つがある。前者の例として「ある個人が二つの異なる国家の市民権あるいは国籍を同時に保有している」場合、後者の例として「連邦国家において機能している二重レベルでの市民権」が挙げられ、「EU の場合のように国家市民権の上に超国家的な市民権を創設するというユニークな例」とともに、最後に「少々物議をかもすかもしれないが」として「超国家レベルにおける世界市民権の概念」が挙げられている。2003 年、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC）が設置されている現実をふまえれば、世界市民権概念も決して、単なる理念の問題ではない。ドイツ連邦共和国のパスポートにはすでに EU 市民権が明記され、既述の国籍法の改正によって、ドイツに在住してきた外国人労働者、とくに多くのトルコ人が二重国籍を取得した。多重市民権は現実のものとなっている<sup>29</sup>。

「多重市民権」、その「階層型」と「並列型」とは、まさに我々が「アイデンティティ重層・複

合」として問題にしてきたテーマである<sup>30</sup>。「アイデンティティ重層・複合」こそが現実であり、その現実を生かすことのできる市民権概念の構築が模索されている。現実には個人のアイデンティティは重層的・複合的であるにも関わらず、「国民国家」はそれを強引に一つに収斂させることを要請してきた。「国民国家」は戦争によって生まれ、発展してきた。平時においてはアイデンティティ重層・複合は許されるが、戦時では許されない。一人一人の命は一つであり、「國家のために死ぬ」ことができる国家は一つしか無いからである。多重市民権が成り立つためには、戦争が否定されなければならない。NGO や NPO など「国民国家」ではない市民的組織による平和活動が重要な意味を持つようになっていくなかで、「新しい市民社会論」についての議論が盛んになっている。メアリー・カルドー『グローバル市民社会論—戦争へのひとつの回答』や萩原能久編『ポスト・ウォー・シティズンシップの構想力』は、そのような状況での問題意識を示している<sup>31</sup>。それは戦争を前提としたこれまでの「市民社会と国民国家」論への大きな問いかけであり、二つの戦争と暴力支配による

<sup>29</sup> 松本 彰「方法としての「国民国家と帝国」—アイデンティティ重層・複合・競合の構造」（本論文 注3）

<sup>30</sup> M. カルドー（山本武彦／宮脇昇／木村真紀／大西崇介訳）『グローバル市民社会論—戦争へのひとつの回答』法政大学出版局、2007 年（原著 2003 年）；G. デランディ（佐藤康行訳）『グローバル時代のシティズンシップ 新しい社会理論の地平』日本経済評論社、2004 年（原著 2000 年）；M. ウォルツァー（高橋康浩訳）『グローバルな市民社会に向かって』日本経済評論社、2001 年（原著 1995 年）；萩原能久編『ポスト・ウォー・シティズンシップの構想力』慶應義塾大学出版会、2005 年；山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』有斐閣、2004 年。

<sup>29</sup> 宮島喬『ヨーロッパ市民の誕生—開かれたシティズンシップへ』岩波書店、2004 年。

膨大な犠牲、さらにはその後、現在も続いている戦争への危機意識、「人類最期の日」への不安を背景にしている。「市民社会と国民国家、そして戦争」の歴史は、血にまみれた現実の歴史として存在した、という「歴史の重み」の自覚が、今やっと「戦争へのひとつの回答」を用意しつつある<sup>32</sup>。

ドイツでも、「市民社会論のルネサンス」が語られている。そのなかで、最近では「市民社会」にあたるドイツ語として、「bürgerliche Gesellschaft」以外に“Zivilgesellschaft”が用いられていることが注目される<sup>33</sup>。これまで説明してきたようにドイツ語の“bürgerliche Gesellschaft”はあまりに多義的であるために、混乱を回避するために新しい用語が必要とされて

<sup>32</sup> 参照、岸本美緒「国民国家という問題—歴史の重みとどう向きあうか（第104回史学会大会報告）」「史学雑誌」116-1号、2007年。さらに「市民の権利と義務のカタログの歴史的再検討のために、教育学や社会学、歴史学での多様な成果が注目される。たとえば、小玉重夫『シティズンシップの教育思想』白澤社、2003年；市川ひろみ『兵役拒否の思想—市民的不服従の理念と展開』明石書店、2007年。

<sup>33</sup> J. コッカ（松葉正文／山井敏章訳）「市民社会の困難な成立—近代ドイツの社会構造史—」『思想』891号、1998年；同（齋藤真緒／松葉正文訳）「歴史的プロジェクトとしての市民社会—近代ヨーロッパの比較的研究—」『立命館産業社会論集』37-3、2001年；同（松葉正文／山井敏章訳）「歴史的問題および約束としての市民社会」『思想』953号、2003年。「Zivilgesellschaft」という用語は、ハーバーマスが『公共性の構造転換』の新版（1990年）で用いて以降、一般的に用いられるようになった。そこでは、「本書の中心的な問題提起は、今日では（市民社会 Zivilgesellschaft の再発見）という標題のもとに議論されている」とし、Zivilgesellschaft という語には、ヘーゲルやマルクス以来、慣例となっている……労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない。

……Zivilgesellschaft の制度的な核心をなすのは、自由な意思にもとづく非国家的・非経済的な結合関係である」とし、最近の協会研究、コミュニケーション研究を紹介し、「Zivilgesellschaft という概念の株価が上昇しているが、これはとりわけナチズムの批判者たちが、全体主義による政治的公共圏の破壊に対して加えた批判によるところが大きい」としている。（ハーバーマス、J.（細谷貞雄／山田正行訳）『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求—』未来社、1994年（第2版 原著1990年）xiii以下。

いる。“Zivilgesellschaft”も、18世紀には“bürgerliche Gesellschaft”と平行して用いられたが、19世紀以降は、主に“bürgerliche Gesellschaft”が用いられるようになっていた。とくに“Zivilgesellschaft”的場合、「理念としての、国家から独立した、自由な市民」による市民社会を意味することは明らかで、たしかに議論は明快になる。“zivil”は軍事に対し、民事を意味する。ここでも「戦争へのひとつの回答」が問題になっている。しかし“Zivilgesellschaft”概念だけでは、つまり理念と現実の落差を問題にするだけでは、この200年のドイツにおけるパラドックスに満ちた過程の意味を検討することはできないのではなかろうか。血にまみれた現実の歴史としての「市民社会と国民国家、そして戦争」を理解し、分析するためには、ドイツ近現代史における市民概念の重層化とその後の変容を問うことが決定的に重要である。それを前提にしてはじめて、アイデンティティ重層・複合・競合の過程をトランスナショナルな視点のもとで検討し<sup>34</sup>、さらに戦争がもたらした巨大な悲劇の長期にわたる重荷を問題にすることができると思われる。

（まつもと あきら・新潟大学）

<sup>34</sup> 「トランスナショナルな視点」について、参照、S. Conrad, Doppelte Marginalisierung. Plädoyer für eine transnationale Perspektive auf die deutsche Geschichte, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 2002, 28, S. 145ff.